

「確保すべき農用地等の面積の目標（案）」
及び「都道府県が定める確保すべき農用地
等の面積の目標の設定基準（案）」について

平成 2 7 年 1 1 月 5 日

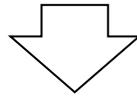
農 林 水 産 省

(案)

農用地区域内農地面積の目標について

- これまでのすう勢を踏まえ、農用地区域への編入促進の効果及び農地中間管理機構事業を始めとする各種施策による荒廃農地の発生抑制・再生の効果を織り込んで、農用地区域内の農地面積の目標を設定

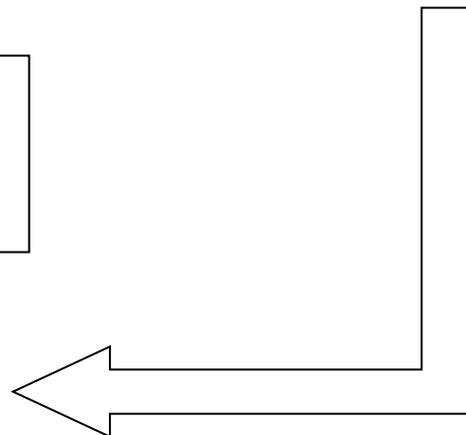
平成26年現在の農用地区域内の農地面積 405万ha



すう勢	平成37年までの農地の増減	施策効果	平成37年までの農地の増減
農用地区域からの除外	△7.6万ha	農用地区域への編入促進	+6.9万ha
荒廃農地の発生	△8.6万ha	荒廃農地の発生抑制	+2.8万ha
		荒廃農地の再生	+4.5万ha



これまでのすう勢が
今後も継続した場合の
平成37年時点の農用地
区域内の農地面積 389万ha (すう勢)



平成37年時点で確保される農用地区域内の農地面積の目標 403万ha

注) ラウンドの関係により数値が合わない場合がある

(案)

都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準

1 算定式

- [平成 37 年の農用地区域内の農地面積の目標値]
= [これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 37 年時点の農用地区域内の農地面積]
+ [平成 37 年までの農用地区域への編入促進]
+ [平成 37 年までの荒廃農地の発生抑制]
+ [平成 37 年までの荒廃農地の再生]
+ [平成 37 年までの各都道府県において独自に考慮すべき事由]

2 設定基準

(1) 平成 37 年の農用地区域内の農地面積のすう勢 ○○千 ha (①－②)

- | | |
|---|--------|
| ① 平成 26 年（基準年）の農用地区域内の農地面積 | ○○千 ha |
| ② これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 37 年時点の農用地区域内の農地面積 | ○○千 ha |
| ア 農地以外の用途に供するための農用地区域からの除外（平成 23 年から 26 年までのすう勢） | |
| イ これまでのすう勢（平成 22 年から 26 年までのすう勢）が今後も継続した場合に発生が見込まれる荒廃農地 | |

(2) 農用地区域への編入促進 ○○千 ha

- | |
|---|
| ① 農業振興地域における農用地区域以外の地域（農振白地地域）の農地のうち、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものについて、農用地区域への編入を積極的に促進することにより、集団的に存在する農地であって一定の要件を備えたものの相当部分の面積を農用地区域に編入。 |
| ② 農業の生産条件の不利を補正するための中山間地域等における支援、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動の推進及び農業生産基盤整備事業等の施策の推進による農用地区域への編入。 |

(3) 荒廃農地の発生抑制

〇〇千 ha

農用地区域内農地の荒廃農地の発生については、以下の施策により、これまでのすう勢が今後も継続した場合における平成 37 年までの荒廃農地の発生を抑制。

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 多面的機能支払交付金による地域活動、農業生産活動の継続に向けた取組の推進
- ウ 農業生産基盤整備事業等による良好な営農条件の確保
- エ その他の農業振興施策

(4) 荒廃農地の再生

〇〇千 ha

荒廃農地の発生・解消状況に関する調査の結果、抜根、整地、区画整理、客土等により、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれるとされた農用地区域内の荒廃農地について、以下の施策により再生。

- ア 農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化等
- イ 荒廃農地の再生利用のための対策の推進
- ウ その他の関連施策

(5) その他各都道府県において独自に考慮すべき事由

〇〇千 ha

- ① 都道府県独自の農地保全施策等の推進による農用地区域への編入の促進及び荒廃農地の発生抑制等
- ② 定期見直し等により、自然的条件が不利な農地等農用地区域の設定要件を満たさないと判断される農地の農用地区域からの除外
- ③ 都市計画マスタープラン等の土地利用計画に基づく開発予定による農用地区域からの除外等